

8 東彼杵町告示第11号

東彼杵町新庁舎整備に係る事業者選定委員会設置要綱をここに公布する。

令和8年1月19日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町新庁舎整備に係る事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 東彼杵町新庁舎整備事業（以下「本事業」という。）における事業者選定の公平性、透明性及び妥当性を確保するため、専門的知見を有する者等による客観的な審査・評価を行い、その結果を町の意思決定に反映させることを目的として、東彼杵町新庁舎整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要項、要求水準及び選定基準に関すること。
- (2) 提案書の審査及び評価に関すること。
- (3) 優先交渉権者、次点交渉権者の選定に関すること。
- (4) その他プロポーザル方式の審査に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、4名とし、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、第2条に規定する業務が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の4分の3の出席によって成立する。
3 委員長は、必要があると認めるときは、隨時に関係職員を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。
4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会における審査の結果については、提案者を特定した後に公表する。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。ただし、町又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委

員会に出席した委員以外の者も同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務課に置き、事務局は委員会の庶務を行う。

2 町が委託したアドバイザー等は、事務局に参加させることができる。

3 アドバイザー等その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、町又は委員会が公表した情報については、この限りでない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長と事務局が協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。